

長建協発第357号  
平成28年11月22日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

#### 雇用保険法の改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第190回通常国会において、「雇用保険法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に成立（公布日は平成28年3月31日）し、平成29年1月1日より、①65歳以上の労働者を雇用保険の適用対象とする、②65歳以上の労働者を教育訓練給付金や介護休業給付金等の支給対象とすること等として施行されることとなったところであります。

つきましては、標記について、別添のとおり厚生労働省長崎労働局職業安定部長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、改正雇用保険法の主な内容については、別添②及び別添リーフレットをご参照頂きますようお願い申し上げます。